

第 1 5 8 回
岡山県都市計画審議会

日時：平成31年2月5日（火）13時30分～

場所：岡山県庁 9階 大会議室

第1号議案 岡山県南広域都市計画道路(3・5・72 中庄霞橋大谷線)の変更①

都市計画道路 中庄霞橋大谷線の概要

■位置図



■都市計画決定の経緯(概要)

路線名:中庄霞橋大谷線

平成12年8月...当初決定

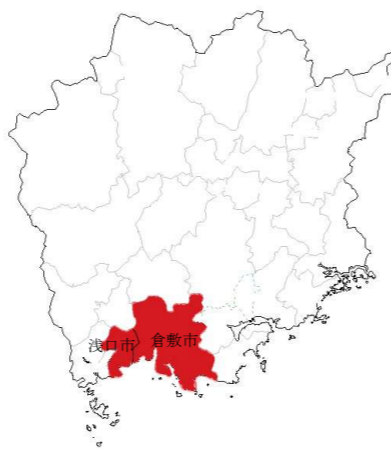
区域(延長):約 18,300m 幅員:15m

倉敷市分...区域(延長):約18,200m

浅口市分...区域(延長):約 100m

決定理由:広域交通体系の交通需要に対処するとともに、沿線土地利用の増進を促し、地域発展に寄与するもの。

■都市計画決定の内容(現在)



種類	道路	区域(延長)	約18,300m
種別	幹線街路	車線の数	2車線
名称	番号	3・5・72	その他の構造
	路線名	中庄霞橋大谷線	
位置	起点	倉敷市中庄	地表面式の区間における 鉄道等との交差の構造
	終点	浅口市金光町大谷	

変更理由 及び 変更内容

■変更理由

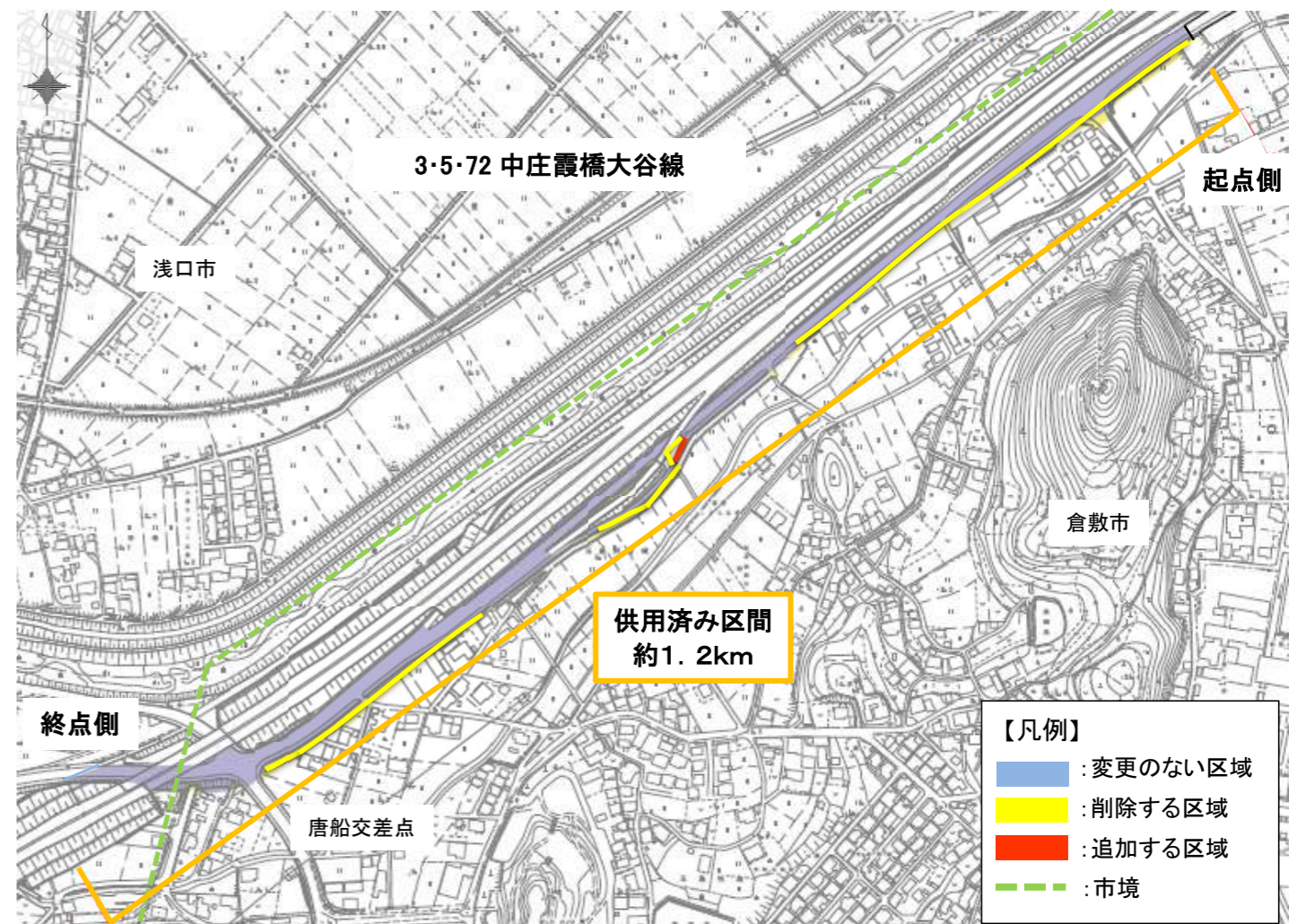
今回の都市計画の変更は、最終的な道路管理者となっている県が必要とする道路施設の区域と都市計画道路の区域との整合を図るため、この区域について都市計画決定の必要性を検証した上で変更を行うもの。

■変更内容

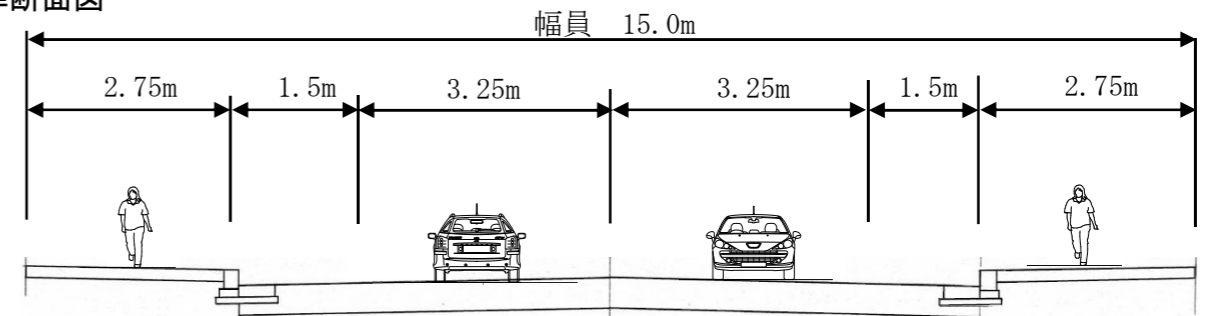
道路法面の形状変更などにより約1.2kmについて一部の区域の変更を行うもの。

変更案の概要

■新旧対照計画図



■標準断面図

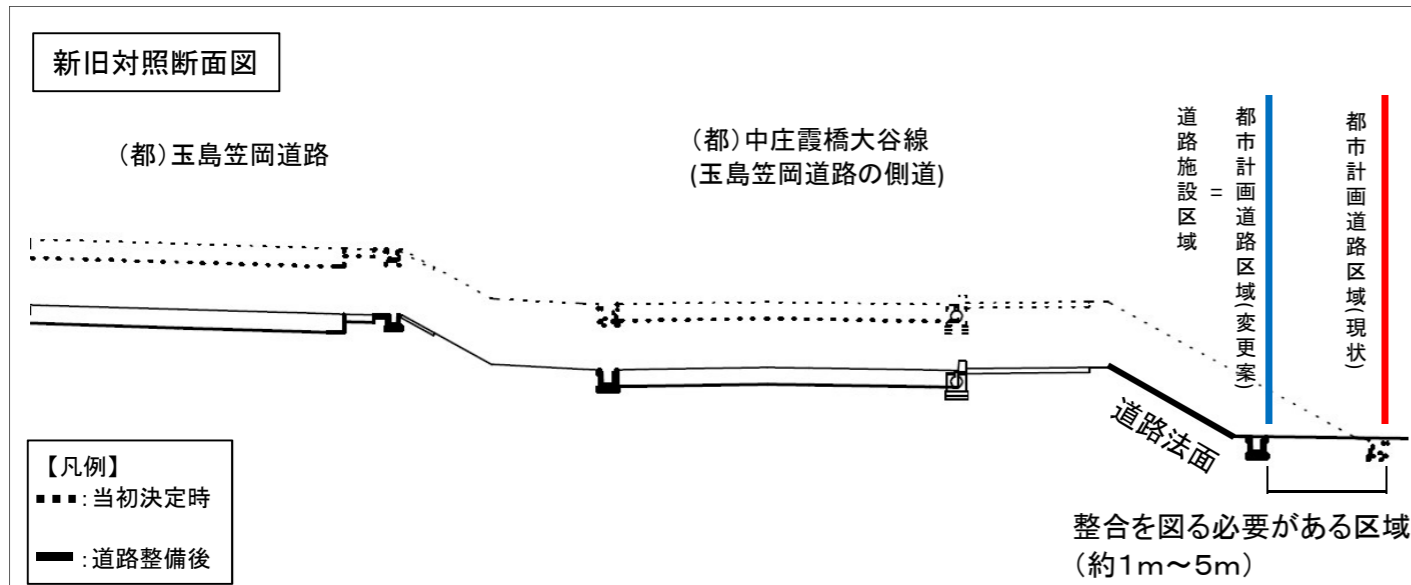


第1号議案 岡山県南広域都市計画道路(3・5・72 中庄霞橋大谷線)の変更②

変更案の検討概要

■道路施設の区域と都市計画道路の区域との整合について

○区域を削除する理由



■現状写真



■経緯

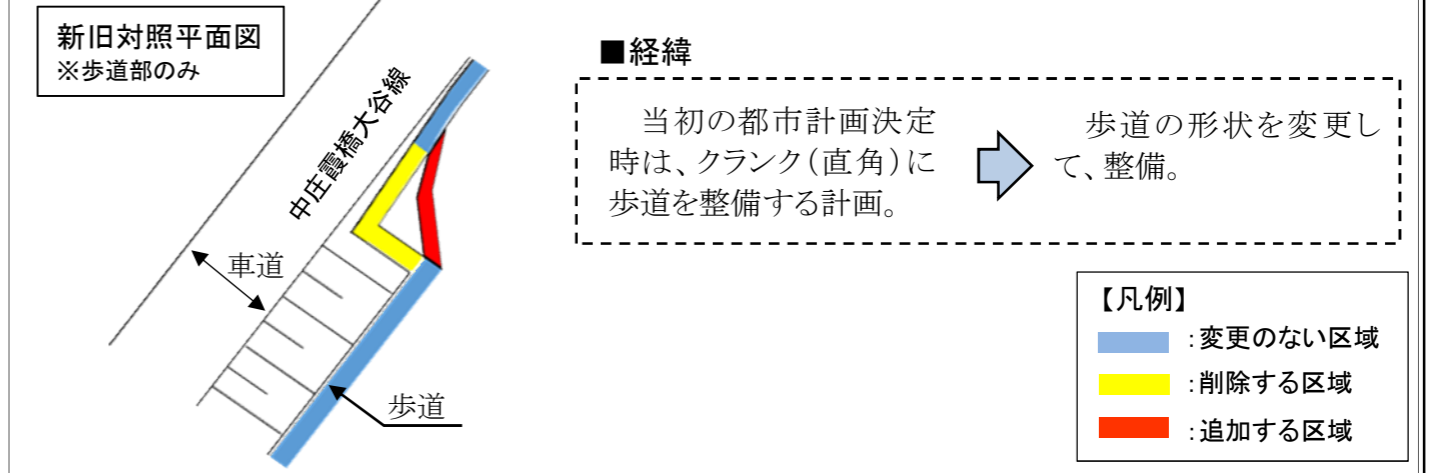
当初の都市計画決定時は、現状よりも盛土量が多く、道路の高さも高い計画。

玉島笠岡道路において、脆弱な地盤が確認された結果、沈下の可能性があることから、玉島笠岡道路及び中庄霞橋大谷線において、盛土量を減らす等の設計変更を行った。

道路の高さが低くなることにより、道路法面を短くするなどの形状変更を行って整備。

変更案の検討概要

○区域を追加する理由



■都市計画決定上の観点

1. 都市計画道路を都市計画に定める目的等

目的としては、都市計画決定を行うことで整備に必要な区域を明確にし、将来の都市施設整備の円滑な施行を確保することとされており、そのため、都市計画決定された区域においては、ある一定の土地利用制限が課せられることとなる。また、道路については、都市計画に定める事項のうち、車道や歩道、中央帯等で構成される幅員を定めることとされている。

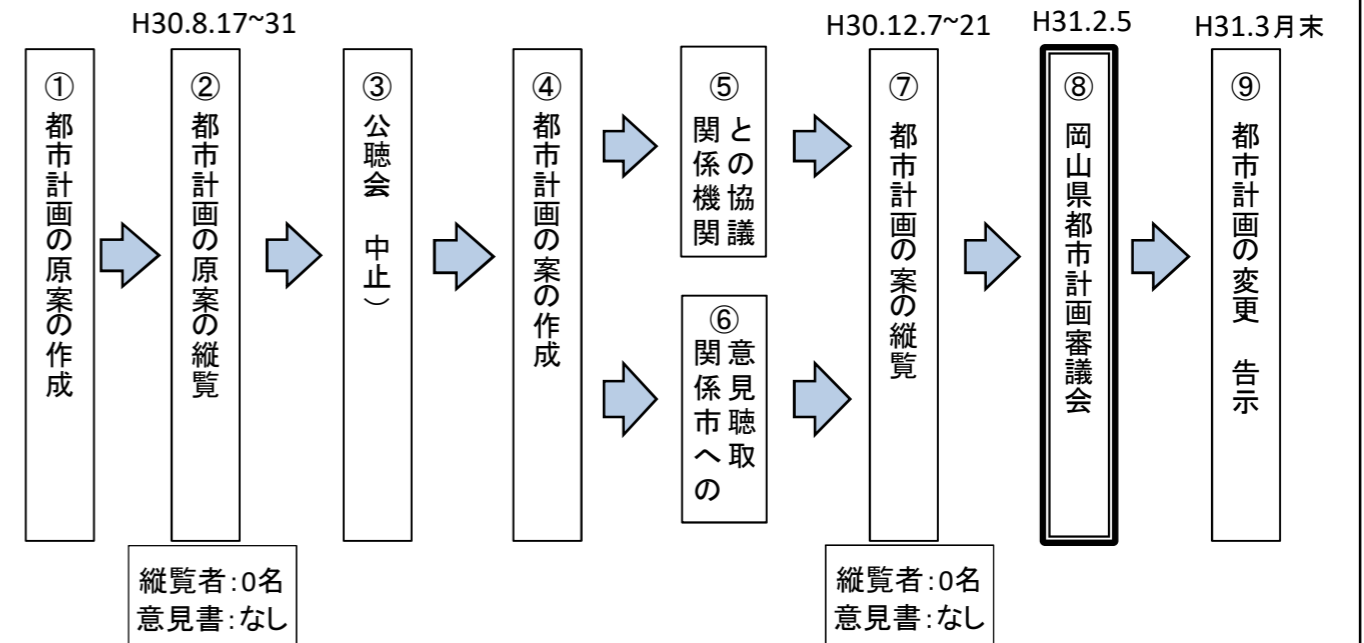
2. 都市計画決定の変更の必要性など

本区域は、都市計画決定に従い整備が完了しており、今後の整備予定及び管理する施設もないことから、将来の都市施設整備の円滑な施行を確保する必要性はなく、また、当該都市計画の変更により、本区域の土地利用制限が解消される。

一方、都市計画に定める幅員を構成する歩道の形状変更については、道路施設の区域と都市計画道路の区域との整合を図る。

都市計画の変更手続き

<手続きの流れ>

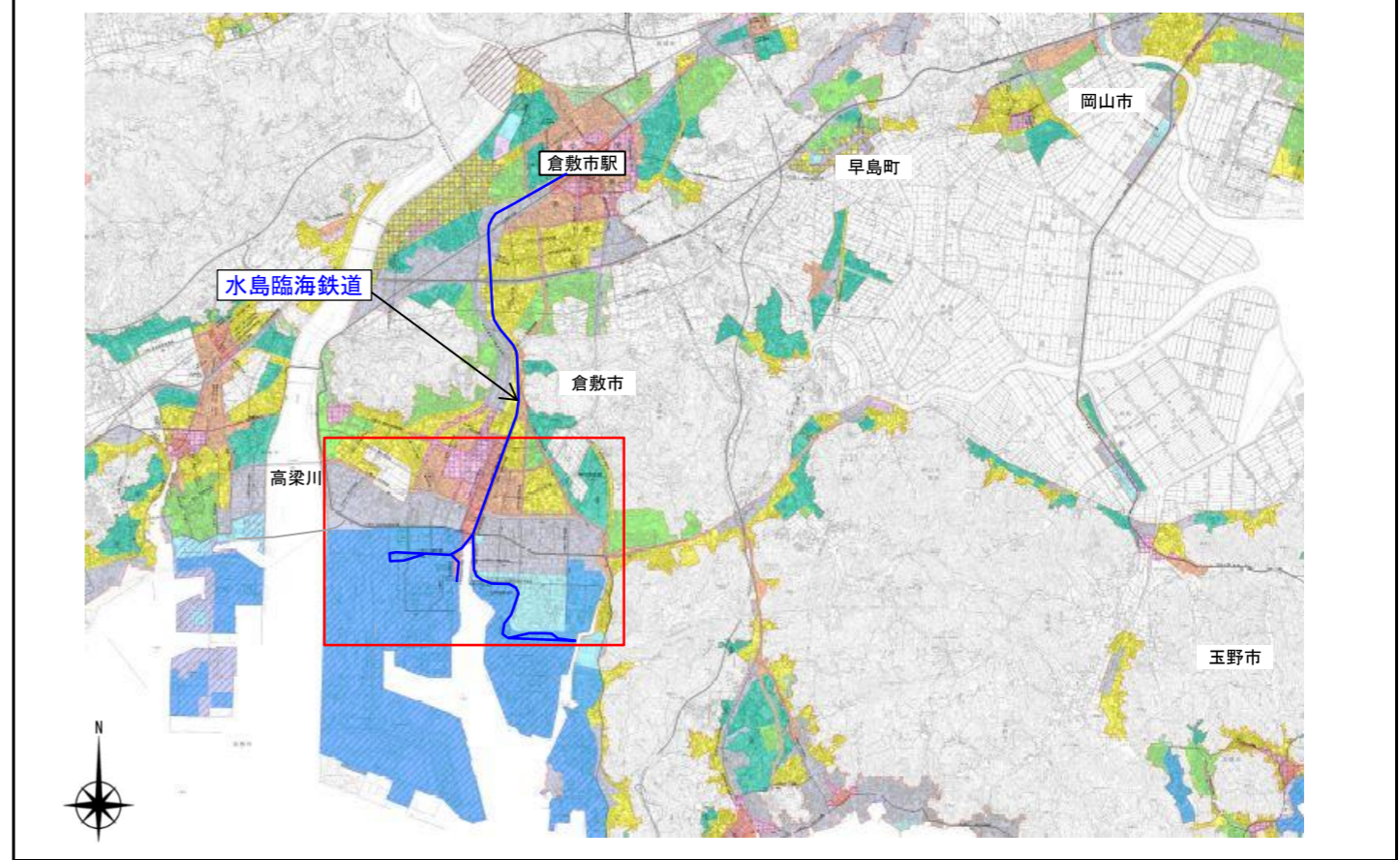


第2号議案 岡山県南広域都市計画都市高速鉄道の変更①

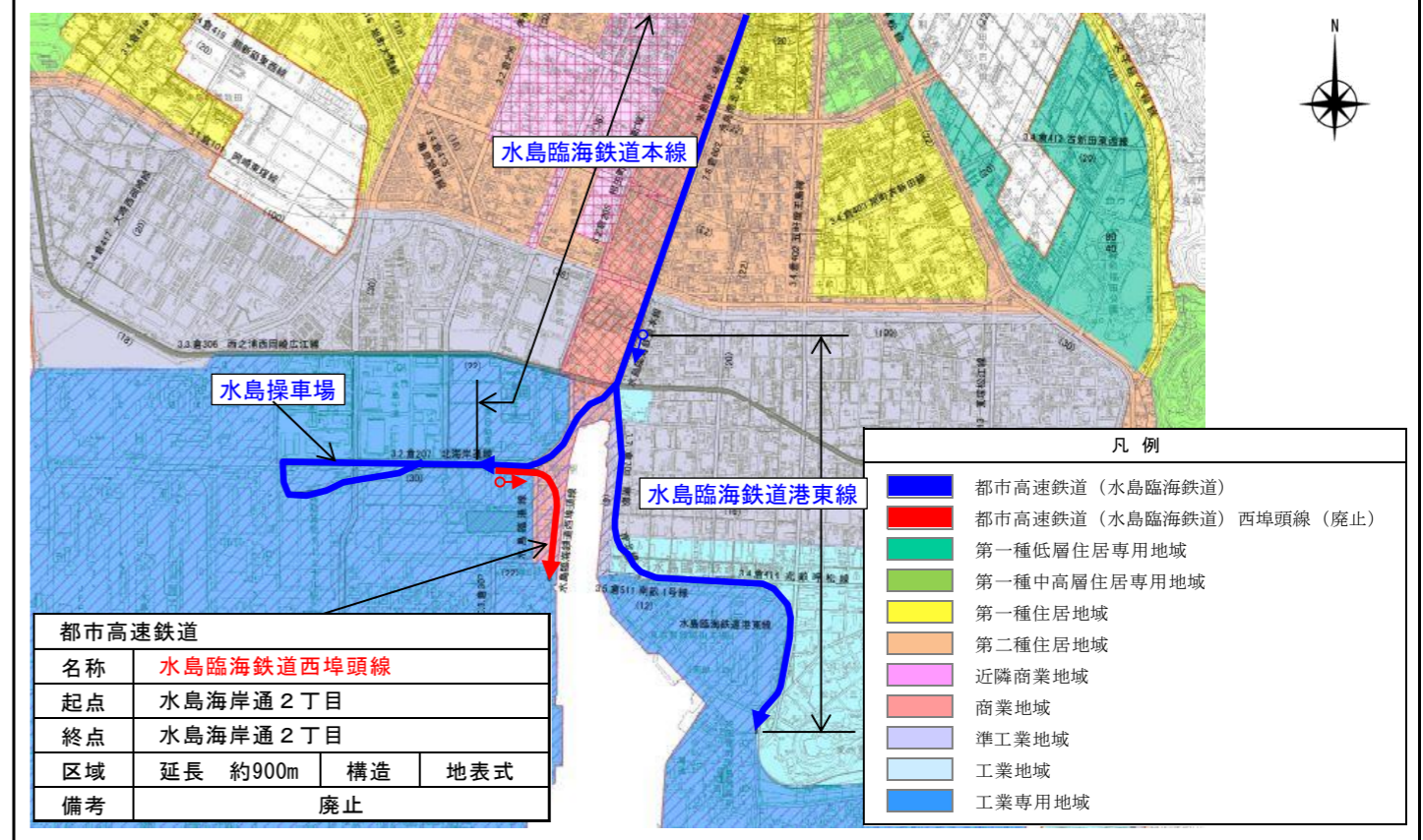
都市計画法による土地利用の制度

区域区分 (都市計画法第7条)	市街化区域、市街化調整区域
地域地区 (都市計画法第8条)	用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、高度地区、防火地域、風致地区、臨港地区等
都市施設 (都市計画法第11条) …円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上や、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設	道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
	公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
	水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
	河川、運河その他の水路
	学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
	病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
	市場、と畜場又は火葬場
	一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設
	流通業務団地 一団地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興再生拠点市街地形成施設 一団地の復興拠点市街地形成施設 等

位置図



総括図



都市高速鉄道とは

○都市計画法

第11条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場 等

<岡山県南広域都市計画都市高速鉄道>

都市名	名称	位置		区域 延長 (m)	当初決定 年月日	備考
		起点	終点			
岡山市	西日本旅客鉄道 宇野線	西島田町	西市	約3,980	H8.4.5	連続立体交差化 嵩上式・地表式
倉敷市	水島臨海鉄道本線	上富井	水島 海岸通2丁目	約6,730	S55.1.25	連続立体交差化 嵩上式・地表式
	水島臨海鉄道港東線	水島東千鳥町	潮通1丁目	約2,900	S55.1.25	連続立体交差化 嵩上式・地表式
	水島臨海鉄道西埠頭線	水島 海岸通2丁目	水島 海岸通2丁目	約900	S55.1.25	地表式

<今回の変更>

→ 岡山県南広域都市計画都市高速鉄道のうち、水島臨海鉄道西埠頭線を廃止する。

第2号議案 岡山県南広域都市計画都市高速鉄道の変更②

水島臨海鉄道西埠頭線の概要

水島臨海鉄道西埠頭線 路線図



1 事業者

倉敷市水島東栄町12番46号 水島臨海鉄道株式会社 代表取締役社長 伊東 香織

2 沿革

- 昭和55年 1月 水島臨海鉄道西埠頭線(三菱重工前駅～西埠頭駅)を都市計画決定
- 昭和59年 3月 貨車の1両単位での貸し切り輸送(車扱輸送)の専用鉄道として事業開始
- 平成11年11月 車扱輸送の低迷により、西埠頭線での貨物輸送を中止
- 平成28年 7月 鉄道事業法の規定に基づき事業を廃止

車扱(しゃあつかい)輸送

タンク車などの貨車を1両単位で貸し切って輸送する形態で、かつては、貨物鉄道輸送の中心であり、石炭、石灰石、セメント、石油などの物資別輸送だけでなく、農産品や工業品など、様々なものが輸送されていたが、現在はコンテナ輸送への転換などにより、その輸送量は大幅に減少している。



(国土交通省HPより)

都市計画上の観点

○都市計画運用指針

Ⅲ-1 都市計画の意義

「都市計画の決定又は変更にあたっては、都道府県が一の市町村の区域を超える広域的な見地から適切な判断を行うことが必要である」 → ①広域的な見地

Ⅲ-2 運用にあたっての基本的考え方

4 適時適切な都市計画の見直し

「都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、変更の理由を明確にした上で見直しを行うことが望ましい」 → ②変更の妥当性

都市計画上の観点に対する判断

① 広域的な見地

今回変更しようとする都市高速鉄道は、倉敷市内で、かつ水島地区のみを区間としており、都市計画を変更(廃止)した場合にも一の市町村の区域を超える影響はない、と考えられる。

② 変更の妥当性

都市計画決定を行った昭和55年当時、水島臨海鉄道における貨物の車扱輸送量は、年間724千トンであったが、貨物の輸送手段は、車扱輸送から鉄道コンテナ輸送、タンクローリー及びトラック等への転換が進み、平成11年には輸送量も年間33千トンと、都市計画決定時の約1/20にまで減ったことなどから、平成11年11月に西埠頭線での貨物輸送を中止した。

その後、当該路線における車扱輸送の需要が見込めない等の理由により、平成28年7月、鉄道事業者は鉄道事業法の規定に基づき事業の廃止を行った。

また、倉敷市は市の考えるまちづくりとして、当該路線は将来にわたり、都市施設として継続する必要性はない、と考えたものであり、都市計画の変更による廃止は妥当である、と考えられる。

都市計画の変更手続き

<手続きの流れ>

